

厚生科学審議会生活環境水道部会（平成22年2月2日）議事録（抄）

日 時：平成22年2月2日（火）13:00～14:53
場 所：合同庁舎5号館 17階 厚生労働省専用第21会議室
出席委員：大垣委員、坂上委員、佐藤委員、沖委員、小笠原委員、岡部委員、
大住委員、大澤委員、大井田委員、安藤委員、佐野委員、瀬川委員、
津野委員、中野委員、永井委員、古米委員、御園委員

（※ 水質検査の信頼性に関する審議を抜粋して作成）

○佐藤委員

先ほどの項とも関連をしますけれども、基準の見直し等々に関わっては、これは決して否定するものではないですけれども、問題は検査体制の在り方について、もしご承知であれば、ここ5年10年ぐらいでどういう状況になっているのか。つまり、何を聞きたいかということ、事業者独自で行っているところ、また20条機関で行っているところ、それぞれもしデータがあれば、その推移が分かればお教えをいただきたい。

なぜそういうことをお伺いするかということ、事業者が本来やるべきだということについては、労働組合の立場からもこれは主張してきておりますけれども、残念ながら中小規模が多いと、小規模が多いというような状況の中で、20条機関にゆだねるということなんですけれども、最近私ちらっとインターネットを見ますと、このデフレ時代を反映しているのかなというような見間違ふような内容、つまり検査、他社は24万円、当社は8万円だとか、それから5割引だとかと、本当に人の安心・安全、命を担保するにふさわしい検査体制なのかなというようなものが、堂々とインターネットに載っているということ自体、極めて問題がありはしないかということで、その辺の今現在の検査体制がどうなっているのか、さらにはその20条機関も数多いというふうに思うんですけれども、そこに対する厚生労働省としての指導体制だとか働きかけだとか何かあれば、併せてお伺いしておきたいというふうに思います。

○大垣委員長

よろしくお願いします。

○吉口水道水質管理官

まず、水質検査体制の実情でございますけれども、私どものほうで大臣認可の水道事業者、それから北海道のほうは道州制特区ということで、北海道が直接指導監督してございますが、北海道の中の5万人以上の水道事業者、合わせまして490ぐらいの事業者の状況を調査をいたしましたところ、全項目自主検査している、あるいは共同で検査しているということもございましたが、全体の68%ぐらいが一部もしくは全部水質検査を委託されているという実情にございました。

これに対しまして、委託されているのが水道法20条に基づきます登録検査機関ということでございます。こういった20条の検査機関が、その料金設定をどういうふうに設定するか、いろいろな幅があるものと理解してございますが、それはその機関がどんな実施体制でやっているかとか、あるいは検査の単価がどうかとか、さらには機関によっては一定の経営戦略をもって戦略的な料金を設定されているということもあろうかと思っておりますので、価格設定自体に幅が存在するのはある意味いたし方ないといえますか、それ自体が問題ということではないのかなと思っております。その一方で、水道法に基づいて水質検査を適切に実施いただけなかったことによって、検査の価格が不当に下げられているということがあってはならないというふうに考えておきまして、仮に20条機関において不適切な水質検査が行われ、それが判明した場合には、水道法の中でも改善指導を行うという規定もございまして、また改善指導に基づいた改善が見られない場合には、業務の停止でありますとか登録の取り消しといった措置も対応できることになっているところでございます。

水質検査というのは、需要者の方が直接口にされる水の安全性を最終的に確認するものでございまして、正確さと高い信頼性をもってやっていただくということが必要であると考えておきまして、ずさんな検査は排除されなければならないと、私どももそのように認識しております。そういったことで、厚生労働省では水質検査の精度管理の向上を目的にしまして、外部精度管理調査というのを例年実施をしております。調査結果に基づいて登録検査機関の階層化、またそれを公表するとい

ったことを行うとともに、検査結果のばらつきの大きいような機関に対しましては、原因等改善策を調査するといったことで、実地にも調査をするといったこともやってきているところでございます。

そうしたことを通じまして、水の安全性確保をする上での最終チェックである水質検査が適正に実施されるように取組を進めてきているところでございます。

○大垣委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかには。

はい、どうぞ。

○安藤委員

今、佐藤委員からお話があったことに関する問題です。私も実はこれは非常に危惧しております。と申しますのは、今の水道検査体制はどうなっているのかと、これを考えなければいけない。

いわゆる本来は、水道事業者が自前で検査をして、それが安全だという保証をなさないと、これが水道法ですよ。今、実際はどうなっているかと。今は多分1万4,000ぐらいに水道事業者は減っているんでしょうか、で自前でできるのはたかだか150か、いっても200かなというふうに思うんですね。そこは自分の水道ですから自分でしっかり調べます。

平成十四、五年まではどうであったかという、水質の指定検査機関、つまり厚労省が認めた検査機関がやっていた。これは都道府県に大体1個ずつあった。それが全部で政令指定都市も含めると70近かった。このときは非常にデータはよかった。なぜいいかという、地方の水道の実情を知っているということ。それから、トラブルに対して対応する、そういうこともやっていた。こういうことなんです。ところが、制度が変わりました。それは規制緩和という名の下に、全部国が見るべきものは民間が導入していいですよと、こういうふうになってきたということです。

この水質検査体制というのもどうなったかという、指定検査機関から登録検査機関になった。登録ということは、民間が参入していいということになりました。今まで70あったのが、今度は210になった。ということは3倍になったということなんです。これは民間が参入してきたと、こういうことなんです。そこで、大きな問題が生じてきたなというふうに思っております。

つまり、民間が参入するということは、登録ですから手を挙げればいいということです。もちろん手を挙げるということは、ある程度の縛りがあります。それは全部書類で審査ですね。それでオーケーになっちゃった。こういうことなんです。

そこで、その登録制度はちょっと問題があるな、私自身当然これを答申したときはそういう考え方に立ちましたから、ただそこで問題なのは、登録したところに対してある程度の枠をつくらなきゃいけないだろうと、こういうふうに思いました。そこでできたのが、先ほどの精度管理の問題です。これは精度管理であって、データが正しいか否かだけなんです。もう一つは精度保証ということもやってくださいよと、こういうふうに言いました。それについては、20条の登録機関はやりました。やりましたが、中身が伴っていないということが実情です。

大きい水道事業者はどうなっているかという、やはりそれも将来はこのG L P体制というものをやっていたら困りますよというふうな答申をしました。その結果、日本水道協会の中にG L Pの委員会ができて、やっていたらいいということです。今50ぐらいの機関でしょうか。水道事業者もG L Pを取っています。

そういう状況なんですが、問題はそのほかに、検査をするということはお金がかかりますので、そうすると中小の水道事業者はやっていけませんよとこういうことになる。で、厚労省はどういう考え方にしたかという、検査頻度を下げてもいいですよ。つまり、きれいな水のところはですね、それが一つ。もう一つは、検査項目を減らしていいですよ、これもつくりました。これはもちろん、その周りの状況を踏まえての問題ですね。それから、水道の検査計画、これをつくってくださいね、こういう制度も全部つくりました。

ところが、一つは、私もちょっとどうなってこうなったのかなということを調べましたら、総務省から一つ法律が出ていまして、競争の導入による公共サービスの改善に関する法律、これが出てくる。つまり、競争の原理を導入しなさいよと、こういうふうになっていると。これが、つまり水の安全性という一番大事なところ、そこに入っちゃったと、こういうことなんです。これが大きな問題になったなと。

その210にもなったそういう登録検査機関は、我も我もといって手を挙げて、それでダンピングになりかねない。私は具体的にそういう事情がどうだというのは、何となくうわさは聞いておりますが、

よく分かりませんが、いずれにしてもそういう状況になってきたということでございます。

したがって、これから20条の登録制度というところをもう一回見直していただきたいというのが一つ。

それから、やはりG L Pという、そういうものを本当に履行していただく、こういうことにしないと、つまりI S Oの17000というそういうものがありますけれども、そういうものを履行していただきたいということ。

それから、もう一つは中小の水道事業体、ここも問題だと私は思っております。つまり小さな水道事業体は安ければいいわけですから。ここに安いところと一緒になっちゃうととんでもないことになっちゃう。つまり、中小の水道事業体にして、安全性というものについて強く教育をしていただければありがたいということが、どちらかというと御園先生にお願いする部分ですけれども、そういうことをやっていただきたいということが、今ついでに出ましたのでちょっと申し上げた次第です。

○御園委員

今、安藤先生から詳しくご説明いただきました。

私どもも水道G L Pという水道法の20条検査機関もG L Pに参加しつつございます。それから、水道事業体ももう60ぐらいになりましたですかね。非常に申請が多くて、まだまだ拡大をしております。私どもは最低でも二、三百の事業体に拡大していきたいと思っておりますし、中小も今のところ20条機関に委託をしたり、あるいはその大きな事業体にG L Pを取得しているような事業体に委託をしたり、そういう状況も生まれております。

したがって、私ども実は今水道事業の広域化というのもやっております。中小の水道事業でできるだけ多くなって、財政的にも経営的にもうまくやろうというような中で、水質検査というのは意外と広域化ができるかなというふうな感じがしておりますので、安藤先生にはいつもお世話になっておりますけれども、我々もこれからそういう検査の精度の確保といいますか、それについて努力していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○大垣委員長

ありがとうございます。

見直しのことで、話が少し検査そのものなんで、国として重要なことですので、ぜひこの点に関しても間違いなく進めていただきたいと思っております。